

Title	寫經布施と其支給額の變動に就いて：奈良朝に於ける
Sub Title	
Author	松平, 年一 (Matsudaira, Toshikazu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1937
Jtitle	史学 Vol.16, No.1 (1937. 4) ,p.67- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19370400-0067">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19370400-0067</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 寫經布施と其支給額の變動に就いて

—奈良朝に於ける—

松 平 年 一

## 序

續日本紀及び正倉院文書に依り、奈良中期から末期へかけての諸物價を窺見すると、この短期間に於ける物價騰勢のあまりに執拗なるに一驚を吃する。漸騰又漸騰、所謂天井知らずであつた。この原因には風水早害、及び東大寺の造立、藤原押勝の叛亂等が定説として擧げられてゐる。當時國家が二回も發行した一當十の新鑄錢などは、之が對策でもあつたらうと思はれるが、何れも失敗に畢つた。かゝる物價騰貴の渦中にあつて、需要に對する供給が順應せず、經濟的沒交渉であつた代表的のものに、令によつて規定された國家からの支給があつた。従つて令外臨時的經營のもので、國家的寫經を使命とする寫經所が、經師等へ支給する布施の率も、同様に不變不動嚴肅なる恆久性を維持してゐた。(布施は即ち寫經に對する報酬で、寫經が佛結縁の事業である爲、かゝる名義が用ゐられてゐるのである。) 尤此等輩は概ね諸省職から出仕兼

寫經布施と其支給額の變動に就いて(松平)

(卷)

六七

務のものであつて、中には相當有位者もあり、其布施は本祿への加重ともみられるが、又布施を唯一の収入とする地位の者も相當あつた。かゝる事態は、何れも物價に比率して低下を意味する。然るにこの不變的布施が、物價騰貴の最高峰たる寶龜元年以降、前例を破り、作業と布施との比率に異常を呈し始め、一高一低した結果、遂に水準點を割つて、從來の率の半額に低落固定する奇觀を呈した。小編の主題は、この現象を如何に解釋すべきかにかゝつてゐるのであつて、冒頭「寫經布施」は、要するに布施の沿革、分解を素描した序説で、「支給額の變動」への過程である。

### 第一章 布施吟味の範圍

奈良朝に於ける寫經布施の事態を窺知すべき文獻は、當時の古文書、即ち正倉院文書より外にない。國史は天武天皇元年三月川原寺一切經書寫を初見として、養老六年十一月丙戌、神龜三年八月庚寅等と、勅旨寫經の事實を掲げてゐるが、零細なる其布施、用度等に至つては毫も言及してゐない。でこの吟味は、一に古文書に根據を置くのであるが、古文書と雖も、全卷寫經關係のものを網羅してゐるのではなく、又寫經關係のものでも、布施に交渉のない無效果のものもある。年代からいへば、大日本古文書(編年文書)は大寶二年に端を發し、寶龜十一年に終末を告げてゐるが、寫經布施に係る初見のものは、天平六年七月十一日寫經司布施啓で、終りは寶龜六年九月二日陽胡穗足寫律手實<sup>①</sup>に過ぎないのである。

故に小編で取扱ふ布施吟味の範圍も、この期間で満足するより外はない。

## 第二章 寫經行事の概要

寫經行事の狀態に關しては、先輩既に貴重なる研究を發表せられて居り、今更略述さへ愚と思はるゝが、布施は寫經行事に依つて生ずるものであるから、踏襲蛇足の譏りを顧みず、茲に簡略に其情況を描寫する。

寫經の布施を受くべきものは、經師・校生・裝潢・題師・瑩生及び畫師である。經師の使命は、鹿經・注經・疏・論・内外典籍、及び曆の書寫までするのであつて、時には鑄鐘所に出仕して鐘の銘文をも書いた。彼等は多く諸省職から寫經所に出仕して行事に參與したので、資格は官命に依るものと、考試を経て合格するものがあつたが、又官人・僧侶の推薦によるものも相當あつた。考試は試字大日本古文書卷一、一〇七頁以下略してと稱するものを、寫經所に提出して銓衡を仰ぐのである。試字用度も惣で官給であつた。

校生も概ね諸省職出仕のものより成る。就任は官命によつたであらうが、これにも推薦によるものが相當あつた。其行事は惣ての寫經寫書の校勘にあつて、朱で誤字を訂正したり（時に洗ひ落しもある）、落字を書入れたりするものである。既刊卷九、一六五頁

裝潢は主として圖書寮裝潢生であるが、これも諸省職から出仕もした。仕事が特殊のものである關係

上、下級のものも參與した。白丁あり奴ありといふ状態であつた。作業は經紙の染・繼・打・平紙・界<sup>さかひ</sup>・端切・表紙軸緒の添付で、以上各作業の仕上げを數へ立てるのに、「遍造」又は「度造」なる文字を以てし、其全部完了のものを「造竟」といふてゐる。だが造竟は普通、繼・打・端切・界の四遍造をいつた。其外自所作成の公文紙の繼・打・界、牖張り、燈爐張りもする。染は黄蘗・椴・胡桃・比佐宜・垣津幡・木芙蓉・蓮葉等で紙を染め、繼は經紙を繼ぎ、打は石で紙を滑にし(後には此作業は仕丁にさせてゐる)、界は契又は境とも書し、鹿毛筆を以て、紙の天地二線及び縦の線を引く、これまでが寫經着手以前の作業であつて、畢ると經師の手へ渡り、寫經を竣へると、再び裝潢の手に戻つて端を切る。即ち紙の上下を揃へて落すのである。この經文紙に對する化粧裁ちを文造又は文作といふ。然る後表紙・軸・緒を附し、茲に新寫の聖教が成るのである。平紙は打紙とは異なる。天平勝寶五年三月一日寫書所解に「平<sup>ニ</sup>雜經紙<sup>ニ</sup>」と見え、舍人行事の一として取扱はれてゐるが、<sup>既刊卷三、六三頁</sup>これが單獨に布施を請求する行事として文書に現れたしたのは、寶龜以後である。如何なる性質の行事であるか詳でないが、恐らく凹凸ある紙を、押壓して平坦にする行事であつたらう。寫經着手以前の行事たることはいふまでもない。

題師は寫經の表題を書くもので、經師中の能筆のものがこれに當る。其用筆は狸毛筆(多之毛筆)である。寫經完成後の行事であらう。

瑩生は校生が兼任する。故に校瑩生と呼ばれてゐる。瑩紙専門のものはなかつた様である。猪牙を以

て紙を瑩板の上で磨するのが仕事で、金銀字經に使用せらるゝ紫紙紺紙等は、かくの如くにして紙面を滑にする。但し時に依り之を打つこともあつた。

畫師は其行事東大寺に關する有ゆる方面に及び頗る廣汎である。今其寫經製作に關するものを擧げると、彼等は主として經の軸籤に畫いた。當時經の表面又は裏面に佛像を畫いたのがあつて、それを本經として經師が書寫してゐるから、畫師は其佛畫の模寫に當つたこと、想像される。而して其報酬は、多くの場合功錢なる名義によつてなされ、布施の名義は寶龜五年九月五日奉寫一切經所解に一箇所見ゆるのみである。（郵刊卷二 三三三頁）

この他寫經所に出仕する人員に、漆工・瑩生（經軸の）、紙師等が數へられるが、給與は何れも功錢である。此中漆工は經軸を塗り、瑩生は經軸を瑩き、紙師は紙工ともいひ、紙漉の作業に當つた。

以上は寫經行事の梗概である。

### 第三章 布施法

寫經事業が大別して寫經・校正・裝潢の三部門から成立つてゐることは、前項に述べたが、各部門の内には、それぞれ行事の種類や難易があつて、業務状態は可なり複雑である。従つて布施の施行に當つても、等差區別を生じてくるのは止むを得ない。（第六章布施の支給率（寶龜元年以前参照））この支給率を制定したものが、布施法なる

寫經布施と其支給額の變動に就いて（松平）

格である。古文書を通じてみたる寫經所の布施には、布・錢・緇・綿・稻の五種が擧げられてゐるが、通常使用されたのは布と錢である。(第五章布施の種類参照)故を以て総合的及び部門的布施法は、何れもこの二種を以て、支給率が定められてゐる。

布施法には寫經布施法・裝潢布施法・校生勘出法等種種の名稱があるが、各行事に對する総合的なのは寫經布施法で、諸他は惣て部門的のものに屬する。古文書に於ける布施法所見の順序から云へば、裝潢布施法が最も早い。

裝潢布施法は、裝潢のみに限られ制定されたるものなること云ふまでもない。これは天平十年八月十六日寫經司解に見えてゐるもので、附するに能率増進を目的とした日造物規定を以てしてゐる。既刊卷七、一六九頁次は校生勘出法で、天平十二年二月十九日寫經司口宣による制定。既刊卷七、四八二頁其次は天平十六年七月二十二日寫疏所符案に見えたる取書生書誤料一與正人一法既刊卷三、三五二頁である。

校生勘出法は、甲の校生をして乙の校生の校正濟の寫經を勘校せしめ、「折下不顯ニ誤字一校人紙上與ニ勘出人一」ふる一種の罰則で、この勘出は二校以後に於て生ずるのであつて、是又布施法である。

取書生書誤料與正人法(參照)は、即ち寫經勘出法で、校生をして經師の誤寫を摘出せしめ、失錯をなせる經師の寫紙を折ぎて、校生に與ふる罰則であつて、何れも能率増進を目的として樹てられた方法である。

かく部門的のものは、早く相次いで見えてゐるが、肝要な各部門を包括した、嚴肅たる寫經布施法が、創めて古文書に顯れたのは、遙か後天平勝寶三年二月八日である。この布施法たるや、經師・校生・裝潢に對する罰則・能率増進規定まで網羅してあつて、結構とはいへ、峻嚴を極めたものである。<sup>(6)</sup>無論この布施法は改正のものであらうが、この前身と思はるゝ布施法は現存してゐない。然し其直前のもので有や否やは詳でないが、天平十一二年の交に、可なり具體的なものが制定されたことゝ想像し得る。即ち天平十一年三月六日寫經司は、其書寫にかゝる注大佛頂經布施の施行に際し、文字多き注經なるの故を以て、寫紙を龜經の三倍弱に引直して支給してゐる。(第五卷布施の種類  
2加給物條參照)是れ寫注に對する布施法が未だ制定し  
あらざりし證左である。然るに同年十月二十九日大鳥祖足手實、既刊卷七、  
三四九頁及び翌十二年二月十五日の經師手  
實帳既刊卷七、  
四三三頁を見ると、既に龜經注經及び願文の書寫に對する布施額が、判然と區別してあるからである。

#### 第四章 勘出法による削減率

勘出法は寫經布施法の部門に屬す。其種類・機能は、簡略ながら前項に述べたから、今は寫校紙の削減率に就いてのみ敘すこととする。

##### 1 寫經勘出法による削減

天平十六年七月二十二日寫經勘出法に

寫經布施と其支給額の變動に就いて(松平)

取<sub>二</sub>書生書誤料<sub>一</sub>與<sub>二</sub>正人<sub>一</sub>法

每<sub>二</sub>一字墮<sub>一</sub>取<sub>二</sub>錢一文<sub>一</sub>

每<sub>二</sub>一行墮<sub>一</sub>取<sub>二</sub>錢二十文<sub>一</sub>

每<sub>二</sub>五字誤<sub>一</sub>取<sub>二</sub>錢一文<sub>一</sub>

右、非<sub>二</sub>公事外<sub>一</sub>、懈怠不<sub>レ</sub>正、折與如<sub>レ</sub>上、俱<sub>レ</sub>時正<sub>レ</sub>日、主當并校人勘<sub>二</sub>注所<sub>一</sub>誤字員、共爲<sub>二</sub>連署<sub>一</sub>申送、

宜<sub>レ</sub>承<sub>二</sub>知茲旨<sub>一</sub>、恆爲<sub>レ</sub>例之、(正倉院文書續々修三十四帙一裏)

とあるがそも所見の初り、併し是より以前、既に校生勘出法が制定されてゐるから、其は恐らく改定のものと思はれる。誤字は五字以下だと、削減の憂目を免れたのである。この法が適用されたことは、天平十六年九月一切經疏校帳既刊卷八、四九七頁に散見してゐる。然るに此後、天平勝寶三年二月八日寫經布施法の中に、大同小異改定の勘出法が見える。

一、正<sub>レ</sub>經人充<sub>二</sub>布施<sub>一</sub>法

每<sub>二</sub>一行墮<sub>一</sub>折<sub>レ</sub>紙四張余同<sub>二</sub>此法<sub>一</sub>

每<sub>二</sub>五字墮<sub>一</sub>折<sub>レ</sub>紙一張余字同<sub>二</sub>此法<sub>一</sub>

每<sub>二</sub>二十字誤<sub>一</sub>折<sub>レ</sub>紙一張

凡奉<sub>レ</sub>寫<sub>レ</sub>經者、可<sub>レ</sub>正<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>誤、若不<sub>二</sub>正畢<sub>一</sub>、經<sub>二</sub>十日以上<sub>一</sub>、折<sub>二</sub>寫人料<sub>一</sub>、與<sub>二</sub>將正人<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>上法之、

自今以後恆爲例之、(既刊卷三、四八八頁)

天平十六年の分は報酬の削減、これは行事に依る削減であつて、誤寫訂正に十日の猶豫を與へてゐる點など、大分情的に改正されてゐる。「余同此法」「余字同此法」とある余は餘行餘字のことで、誤つて同行又は同字を反覆することを意味する。此の項は前から實行されてゐたにも拘らず、前の勘出法には載せてゐない。

この外寫經勘出法にはないが、經師に枚替と稱する徵罰がめる。枚替は枚改とも書してあつて、寫字粗惡か、誤脱多き場合生ずる書直しの義である。天平二年七月四日寫書雜用帳に、「漢書枚替分紙百三十張既刊卷一、三九四頁、とあるのが初見であるが、功錢に關することは記してない。天平十六年十月七日校生手實既刊卷八、四九九頁に、經師民屯万呂が、枚替一枚の爲、二十文を削減されたことが見えてゐる。枚替は本人が別に、規定の布施を受けて之をなした。

## 2 校生勘出法による削減

天平十二年二月十九日寫經司口宣に、「自今以後、一字落、若三字誤、割紙百枚者、今依宣旨、校件勘出如前、以解、」既刊卷七、四八二頁とあるから、所見に於いて寫經勘出法より早い。併しこの罰則は峻嚴に過ぎると見え、改正緩和されたのが、天平勝寶三年二月八日寫經布施法所收の勘出法である。

## 一、校生勘出事

寫經布施と其支給額の變動に就いて(松平)

不<sub>レ</sub>顯<sub>二</sub>一行墮<sub>二</sub>余行同<sub>レ</sub>此、 折<sub>二</sub>一百張<sub>一</sub>

墮<sub>二</sub>一字<sub>一</sub>余字同<sub>レ</sub>此、 折<sub>二</sub>二十張<sub>一</sub>

誤<sub>二</sub>一字<sub>一</sub> 折<sub>二</sub>五張<sub>一</sub>

右、不<sub>レ</sub>顯<sub>二</sub>誤字<sub>一</sub>、折<sub>二</sub>校人紙<sub>一</sub>與<sub>二</sub>勘出人<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>上法之、又爲<sub>レ</sub>例之、(既刊卷三四八八頁)

かく寛大に改定されたる勘出法も、直前は次の如き、戰慄すべき内容を持つものであつた。

### 校生勘出法

一、行一墮可<sub>レ</sub>減<sub>二</sub>校紙五百張<sub>一</sub>、一、墮字一并余字可<sub>レ</sub>減<sub>二</sub>校紙二百<sub>〇</sub><sup>(張)</sup>、一、誤字一可<sub>レ</sub>減<sub>二</sub>校紙一百張<sub>一</sub>、(天

平勝寶三年二月校生勘出法既刊卷二一  
四八五頁)

## 第五章 布施の種類

### 1 布 施 稻

寫經の布施たるべきものは布・錢・綿・綿の四種であるが、時にこれに米・絲・鍬及び鹽を加給された例もあつた。色目からみて此等の加給物は、季祿に範を採つたものとみてよからん。又地方國衙に於ける寫經には、布施は稻を以て支給されたかと想像されるのである。布・錢・綿・綿の布施に關しては後に譲り、まづ古文書に一箇所のみ見えたる、稻の布施に就いて述べ、次に布施とはいへぬが、之に準

すべきものとして、加給物たる米・絲・鉞・鹽支給の例に就いて、少しく卑見を述べてみる。

寫經布施が稻を以て支辨されたかと想像さるゝのは、天平十一年伊豆國正稅帳に見えたる、天平九年三月十六日太政官符による、同國に於ける大般若經一部六百卷の内、四百二十七卷寫了に關する經費報告の記事である。即ち

依ニ太政官去天平九年三月十六日符、書ニ寫大般若經一調度、價稻六千九百七十九束□把五分

淨衣料布三十三段價稻三百三十束

紙繼料大豆七升八合價稻一束五把五分

筆一百五十八管價稻一百五十八束

墨四十九挺價稻一百六十三束三把

寫大般若經四百二十七卷用紙七千八百八十張(以下闕文)(既刊卷二、一九六頁)

右の内譯四種の調度稻は、總額に對し遙かに少數であるから、此文書が尾を闕けること明瞭である。而して其部分は、他の寫經用度解文書の例から推して、恐らく經師以下人員の、食料布施が記載されておつたと推測されるのである。今其無形の部に對し想像を加へると、食料は測知し得べくもないが、布施は幸ひ寫經紙が明記されてゐるから、それによつて推定算出し得る。即ち用紙七千八百八十張を、當時の布施法に據つて錢に換算すると、寫經一張五文であるから、その割合で三萬九千四百文となる。之

れを和泉監正稅帳所載天平九年十月五日現在の、神戸調錢對稻穎(こ)の比率で稻に引直すと、錢八文が稻一束に相當するから、寫紙一張の値稻六把二分分之五となり、總寫紙の値稻四千九百二十五束といふ數字が出る。校正の行事は此頃は單と複だけであるから、複校即ち二度校とみて、校紙十張で錢二文、稻の値に直すと十張で二把五分となり、校紙總額稻百九十七束となる。裝潢は無論造竟であるから、造紙二張充一文となり、造紙二張の値稻一把二分分之五、造紙總額稻三千九百四十束となる。題書は一卷三文であるから、寫了四百二十七卷に對し千二百八十一文となり、一卷の値稻三把七分分之五、總稻穎百六十束一把二分分之五となる。以上を布に換算するには、寫紙一張一尺五分、二校紙八分十分之四、造紙一張一寸分半、題書一卷四寸五分として計算すればよい。布一段は四丈二尺である。

この三月十六日太政官符による寫經は、續日本紀卷十二、天平九年三月丁丑(三日)、詔曰、每國令下造ニ釋迦佛像一軀、挾侍菩薩二軀、兼寫中大般若經一部、とあるのを受けたのであつて、獨り伊豆國に限らず全國的であつた。但し他國の分は、この時に於ける正稅帳が現存してゐないから知ることが出来ない。

## 2 加 給 物

布施へ加給物を施行されたのは、造東大寺司の前身たる寫經司時代の制度である。

寫經司は、皇后宮職に隸屬した微々たる一分子に過ぎなかつたが、天平の末、東大寺が創立されると共に、寫經を事業の一とする造東大寺司へと發達したのである。

この加給物には種々のものが使用されたと思はれるが、古文書に見えてゐるのは米・絲・鹽・布及び鍬である。

A、米・鹽及び絲・鹽・布支給の例 天平十年二月八日經師等行事事實の紙背なる寫一切經紙上帳既刊卷七、一四五頁に見えてゐる。即ち

(第一朱書)

十一月四日給繩四十四匹四十四三丈經師料、三匹三丈校生料、米三十六俵經師三十二人、校生四人、各人別一俵、鹽七籠鹽三斗、餘一斗

(第二朱書)

十年四月二日給布一百十六端九十八端經師料、十端校生料、八端裝漢料

一、經師二十二人外給、人別絲三絢、鹽二顆、又外寫經料給布八端經師料、裝漢料

右二項は、文書の冒頭にあるもので、此の文書と表の文書との先後をいへば、現在表面となつてゐる經師等行事事實は、此の文書を反して裏に記したるもので、事實はかへつて裏でありそれ以後の成立である。故に第一朱書の十一月四日は、天平九年であることを推知し得る。而してその給繩四十四匹以下の充給物は、一切經書寫に對して寫經司が施行したものと想像され、繩は經師校生の布施で、米と鹽はその加給物であらう。給米は經師校生三十六人が、各自一俵（五斗又は四斗八升入り）宛を受け、二斗入り鹽七籠は、經師三十二人が四合三夕強宛頒與され、「四人共受一籠余一斗」は、校生四人が、二斗入りの鹽一籠の内、一斗を人別二升五合宛給與され、一斗が剩餘となつたといふ意味であらう。

米と鹽は、醬・末醬等の食物と共に、用度として經師等が上日毎に供給されるのであるが、それは毎日僅かなる定量で、かく一度に

寫經布施と其支給額の變動に就いて（松平）

多量の供給はない。別給たる所以であらう。<sup>(8)</sup>

次の天平十年四月二日項は、經師・校生・裝潢が布施布百十六端を給せられ、内經師二十二人が、「外給」即ち外寫と稱する出張寫經の故を以て、人別絲三絢、鹽二顆を加給され、且若干の經師と裝潢は、外寫經料の布施布八端を支給されたのである。外寫は常例寫經に對するもので、屢間寫と同義である。

此の外寫は角寺か中島寫經所に於ける寫經を指すのであらう。既刊卷七、九一  
頁・九八頁

B、鹽・布・鍬支給の例 天平十一年三月六日と同年四月十五日の寫經司啓に見えてゐる。何れも寫經司が布施を主管皇后宮職に上申したもので、既刊卷二、第一五九頁及び第一六一頁に掲載されてゐるものである。

寫經司啓

注寫大佛頂經二十一卷

用紙四十四張

准龜經用紙一百二十一張

應給布三端五尺四寸 三端一尺經師料、以四十紙充布一端、  
四尺四寸裝潢生料、以十紙充布一尺、

山邊諸公 寫紙四十四張 (布) □□端四尺

大鳥高人 寫紙三十三張 布三丈三尺

大石廣万呂 寫紙四十四張 布一端四尺

裝潢三野乙万呂 造紙四十四張

天平十一年三月六日

史生高屋赤万呂

(以下異體)  
以前四人、各□布二端□鍬三口給、

九日行土師善人 高屋赤万呂

從大宮給漆管□進□

大屬大藏 赤万呂

(據史料編纂所定本)

寫經司啓

合寫法華經七百九十二卷

用紙一萬五千七百七十六張

應給布四百六十五端一丈五寸

三百九十四端一丈六尺經師料

三十九端一丈六寸(尺力)五寸裝潢料

三十一端一丈八尺校生料

寫經布施と其支給額の變動に就いて (松平)

計錢九十三貫五十三文 以錢二百文充布一端

七十八貫八百八十文 經師 (料脫カ)

七貫八百八十三文 裝潢料

六貫二百九十文 校生料

經師大宅眞立寫紙二百九十八張 應給布七端一丈八尺 若錢一貫四百九十文 三島百馬寫紙二百九十八張 錢一貫四百九十文 (經師七十六人中略)

裝潢三野乙万呂造紙三千張 錢一貫五百文 秦大床紙三千二十張 錢一貫五百二十文 (裝潢四人中略)

校生養德御勝校紙四千二百張 錢八百四十文 大宅諸上紙三千枚 錢六百文 (校生八人中略)

合九十四人 七十八人經師 六人裝子生 十八人校生

天平十一年四月十五日

史生小野朝臣 (自筆、下同) 「國方」

「高屋赤」 (萬) 「」 (邑)

「舍人市原王」

(以下異筆) 五十人別鍬三口 十三人別鍬二口 二十二人別一口 「鹽各一斗」 (塗抹)

以上、從<sub>二</sub>經師<sub>一</sub>裝潢、鍬、鹽一斗給、(據史料編纂所定本)

第一文書の奥書異筆は、啓を受理したる皇后宮職側の記入である。次の文書の奥書も恐らく同様であらう。第一文書の奥書の中、布二端の下にある闕字は、第二文書の奥書より推定せば、恐らく鹽若干と

いふところであらう。山邊諸公以下四名のものは、こゝでは布施布を充給された上に、更に布・鹽・鍬を加給されてゐる。蠹蝕の文であるから、明瞭でないが、布二端、鹽若干、鍬三口は支給の全額でなく、四人が人別に與へられた數と思はれる。また史生高屋赤麻呂の名が、司と奥書の職側との兩方に見えてゐるのは兼任してゐたが爲で、皇后宮職と寫經司との密接な關係を語るものである。

第二文書の奥書も、加給物の色目は略同前であるが、給物に布を闕き、且つ等差ある點が前者と異つてゐる。全員九十四人に對し、八十五人だけが加給物を受けてゐる。此の事情は詳でないが、想像するに、八十五人は外寫による別給を與へられたのであつて、恩典に浴せざる九人は、寫經司にあつて、所謂常寫なる行事にあつたが爲ではあるまいか。

### 3 布 施 繩

布施繩は布施の初見たる天平六年七月十一日寫經司啓に、布と併せて使用されたことが見えてゐるから最も古く、その價值は一匹（長六丈、幅一尺九寸）が、布二端若くは錢四百文に匹敵してゐるから、一匹の支給率、寫注經なれば六十張、寫龜經なれば八十張であり、校紙に對しては二校紙一千枚、裝潢に對しては造竟八百枚である。支給は布・綿に併せて施行されたが、繩のみの場合もあつた。

### 4 布 施 綿

布施綿對行事比率程不明瞭なるはない。布施綿の所見は、管見の上では既刊文書に三箇所である。「一」

は天平九年十二月十七日寫經司が、一切經書寫に對し綿布と共に支給、「二」は同月二十日同司が、唯識論疏十五卷寫功に對してなしたる同様の支給、「三」は天平寶字七年奉寫仁王經疏經師等解文所見の、綿のみの支給である。

「一」は寫一切經紙上帳既刊卷七、一四六頁、所載、次の如きものである。

(天平九年)十二月十七日經師等給綿二十六匹、布二十五端、綿六十三屯、以綿六屯、經師校生充一端、又裝幀綿一匹布一端

一切經外寫經功給綿二端、布七端一丈七尺三寸、綿四屯、

布施綿だけに就ていへば、寫經司は、六十三屯の綿を、經師校生に對し、布一端に准じて支給したのであつて、三屯の端數がある。綿一屯は即ち布七尺、錢なれば三十三文強に相當してゐる。外寫一切經の綿四屯は、比率を窺ふべき對照物を闕いてゐるから、綿・布と併用されたといふ以外何物もなく、布施別給の區別さへ明でない。

「二」と「三」は各部門行事に對する支給率が難解不明瞭である。まづ「二」の全文を取つて紹介する。

寫唯識論疏一十五卷

用紙七百九十三張

應給布九端 綿五匹

綿二十八屯

〔具〕  
物部足人

寫紙二百九十四張

繩二匹 布三端 綿二屯

〔具〕  
阿刀息人

寫紙二百三十七張

繩二匹 布二端 綿六屯半

〔具〕  
茨田麻呂

寫紙六十九張

布一端 綿七屯

〔具〕  
蜷川眞足

寫紙一百九十三張

繩一匹 布二端 綿五屯半

〔具〕  
裝潢秦犬

造紙七百九十三張

布一端 綿七屯

天平九年十二月二十日

高屋赤万呂

(高屋赤麻呂寫紙并布施啓 既刊卷七 二二三頁)

赤万呂は司を代表して、寫疏布施の件を上司に報告したのであつて、文中蜷川眞足と秦犬にある肩線は、布施支給濟を意味する後の書入れと思はれるが、物部足人等三名の肩に、異筆で「具」とあるのは、如何なる意義を有するか詳でない。布施行事の比率に就いていへば、繩一匹は寫疏六十枚に、布一端は寫疏三十枚及び造紙四百枚に相當す。こゝでは校生の布施は見えない。此の率で殘額を計算すれば、自然綿の支給率が明瞭となるわけであるが、事實は之に反し、五名とも著しく被給率を異にしてゐる。即ち物部足人の分は、寫疏四十二枚で綿一屯、阿刀息人は五十七枚で綿六屯半、茨田麻呂は六枚弱で綿一屯、蜷川眞足は七十三枚で綿五屯半、秦犬は造紙百九枚で綿一屯支給されたことになる。前掲十七日寫疏經の布施比率からいへば、之は疏であるから寫疏一枚七文の割で、五枚充綿一屯、造紙六十七枚弱充綿一

寫經布施と其支給額の變動に就いて (松平)

(八五)

八五

屯であるべき筈を、此の比率は裏切る事も甚しい。かく矛盾せる真相は詳でないが、凡そ次なる二つの事情の、孰れかに基因せるに非ざるかと思はれる。

一、別給なる加給物が含まれてゐる事

二、次期へ繰越さるべき不定額の布施が含まれてゐる事

別給は前に述べた通りである。寫經所の布施支出は、寫畢に次いで施行されたが、支出は寫紙全部に對して、必ずしも一時になされたとは定まつてゐず、屢不定額の寫紙を除算して、次期へ繰越すことがあつた。その率は、端數程度のももあつたが、往々三割六分乃至七割のことすらあつた。寫經手實に見ゆる「四分之一得」など、稱する被給率は、四分之三を除算次期へ繰越した所得をいふのであつて、かかる現象は最多く裝潢手實の上に見られる。

「三」は天平寶字七年に於ける綿のみの布施で、既刊卷十六、四二八頁所收奉寫仁王經疏經師等解文に見ゆるものである。

謹解 申用紙事

〔不<sub>レ</sub>朱書、下同シ〕經  
穴太雜物寫紙二卷 第二映  
用紙三十六張

鼻弟乙磨寫八卷 第十映  
用百二十七張 「二十屯」

忍海廣次寫十卷 第二十三映  
用百五十七張 「三十屯」

〔朱線、下同シ〕  
若倭部國梓寫經八卷 第十八映  
用百二十八張 「二十屯」

信濃虫麻呂寫七卷 第十二映  
用百六張 「二十屯」

山邊諸公寫七卷 初映  
用百十九張 「二十屯」

坂本眞島寫七卷 用百七張 第二十四巻 「二十屯」

丸部人主寫七卷 用百十一張 「二十屯」

井門馬養寫七卷 用百十張 「二十屯」

丈部子虫寫七卷 用百二十三張 「二十屯」

小椅豐島寫六卷 用九十五張 「十屯」

荊國足寫八卷 用百二十六張 「二十屯」

依羅國方寫九卷 用百四十七張 「二十屯」

末津万呂寫七卷 用百七十七張 「二十屯」

島淨濱寫七卷 用百六十一張 「二十屯」

美努船長寫八卷 用百二十四張 「二十屯」

念林老人寫十卷 用百六十一張 「三十屯」

忍坂友依寫七卷 用百七十七張 「二十屯」

依羅國栖寫一卷 用百四十九張

王馬養寫八卷 用百二十三張 「二十屯」

「右、二十九日給綿五百八拾屯三人別三十屯、三人別十屯、二十三人別二十屯」

寫經布施と其支給額の變動に就いて (松平)

廣田毛人寫三十二巻 用百六十二張 「三十屯」

三島百兄寫六卷 用九十九張 「十屯」

禾田君足寫八卷 用百三十八張 「二十屯 附上馬甘」

漢淨万呂寫八卷 用百二十七張 「二十屯」

秦家主寫一卷 用四張

刑部諸國寫七卷 用百十八張 「二十屯」

栗前五百繼寫八卷 用百四十四張 「二十屯」

高椅息島寫七卷 用四十一張

鬼室石次寫七卷 用百二十張 「二十屯」

中臣鷹取寫八卷 用百三十八張 「二十屯」

大伴名繼寫五卷 用八十一張 「十屯」

岡人成寫三卷 用四十八張

張兄万呂寫七卷 用百一十一張 「二十屯」

刑部乙綱寫七卷 用百一十一張 「二十屯」

岡大津 疏百三十七張 「二十屯」

大窪石弓 百十張 「二十屯」

中臣諸 (立脱カ) 六十張 「十屯」

万昆達知 百二十張 「二十屯」

大友路万呂 百十八張 「二十屯」

已上、疏經師等綿衣、「九十屯」四人別二十屯、人別十屯

裝潢荆島足 「二十屯」

秦東人 「二十屯」又四十屯」

「右、七百四十七屯、

七百十屯、二十九日且布施給、三十七屯殘物

又下綿十七屯」十二屯給校生社、月足、五屯雜使丸部是人給見殘二十屯」

右は經師裝潢等が、寫經所へ行事を上申した解文で、布施の請求であり、朱書は之を受理した寫經所側の記入である。此時の支給綿は、總額七百二十七屯で、申告せる行事數が區區なるにも拘らず、其支給率は五屯、十屯、十二屯、二十屯、三十屯の五通りで處理して居り、如何にも大摩訶に見える。若しそれ文末に「七百十屯、二十九日、且布施給、」となかつたならば、被服用度と解釋して顧みなかつたであらう。況や文中、岡大津以下五名の經師に對し、特に、「已上、疏經師等綿衣、」と注してあるに於てをやである。今仔細にその支給率をみるに、十屯、十二屯、二十屯、三十屯の四種に頒たれた綿は、經師三十四人、裝潢二人、校生一人が、人別に支給されてゐる。裝潢二人、校生一人は、共に造紙校紙が明記されてゐないが、裝潢は各二十屯宛を給せられ、内一名は、四十屯の追加を受けた様に見えるが、取消して、數も三十七屯と改め、殘物として取扱つてゐる。校生社そした下月足は、一人で十二屯を給せられてゐる。雜使丸部足人は五屯を受けてゐるが、これは品は同じでも布施とは云はぬであらう。寫經に直接の

關係がないからである。經師三十四人は、寫疏紙六十張から九十九張迄のものが、人別十屯。百六張乃至百四十張のものが、人別二十屯。百五十七張乃至百六十二張のものが、人別三十屯宛を受けて居り、四十八張以下行事の穴太雜物等四名は、氏名の肩に不とあつて不給を意味してゐる。かく大摩迦な支給振りには、前述繰入繰越、若くは加給物制度の影響を、考慮に入れて解釋するも可なるべし。殊に前記四名の不給者の分は、端數なるの故を以て、次期へ繰越されたものとみてよからん。寫經所がかく綿のみを布施に使用したのは異例である。これは當時主管造東大寺司が、節部省より、寫經事業費として多量の綿の供給を受け、司は盛んに之を諸處に賣却して錢貨に換へ、自家用度の充實に努めたが、拙稿歴史地理第六十二卷第六號官寫經所の用度總賣却に關する一考察参照尙殘品が相當あつた爲、使用したものと想像される。また布施の内譯に綿衣と注したのは、恐らく冬季に際し居たる爲、需要關係に考慮を拂ひ、偶附したる名義に過ぎないのではあるまいか。惜むらくは該文書が月を闕いてゐる事である。

以上の如く、布施が品目を異にするのは、其時の便宜によつたものであらうが、もと範を季祿にとつたが爲と想像される。然し錢若くは布を支給すべきが最も便利であるとも見え、布を錢に、(本章2加給物所收天平十一年四月十五日寫經司啓参照)繩と綿とを布に引直して支給された例があり、寫經所の布施法勘出法も、布若くは錢を以て計算してゐる。前述の如く、造東大寺司が節部省より支給の綿を賣却錢貨に換へたのも、畢竟はこれあるが爲である。かゝる状態であるから、綿の布施は希有の例に屬し、繩の布施も、天平二十年を限つて跡を絶つて

ゐる。

### 5 布施布と布施錢

當時都會に於ける物品の内で、布程通貨的價値濃厚なるものはなかつた。これが爲、寫經に於いても、最も多くの場合、錢と並んで布施に使用された。古文書全卷を通じて顯る、布施は、殆どこの二者が代表してゐると云つてよい。従つて行事對布施の比率檢討は、専らこの二者を以てする。

### 第六章 布施の支給率（寶龜元年以前）

經師が寫經所で取扱ふあらゆる書の謄寫に従事したことは前述の通りであるが、布施の支給は、寫經及び結願文書寫に對してのみであつて、それ以外の内外典・曆・公文等の書寫は、事業の性質上、單に功錢といつたであらうが、支給率は詳でない。茲にいふ經は、所謂一切經の内であつて、現存してゐない注釋書も可なり含まれ、浩瀚なものである。今布施變動以前、即ち寶龜元年以前（以後に對し豪華期ともいへやう）に於ける、寫經各部門種々の場合に於ける、布施率を述べてみやう。

#### 1 龜經注經の布施率

寫經をなすべき原本の聖教を、經本又は本經といふ。これに龜經と注經との二種ある。今布施法に據り、當時の支給率を擧げると、龜經は一行十七字詰の普通のものを目指し單價五文、布なれば一張一尺五

分（四十張一端の割）であつた。字數等しき律論等之に準ずる。注經は即ち注釋經で、所謂疏なるものも、字數で比率し之に屬す。注ム經と稱するものは、行字少く十二三字で、界間もより廣いが子注がある<sup>(10)</sup>。疏は子注はないが、一行の字數、二十字以上二十四字にも及び、一定してゐない<sup>(11)</sup>。この二種の單價が七文、布だと一張一尺四寸（三十張一端の割）であつた。校生の布施は、經注を論せず、校紙五張で一文、布だと五張で八分十分之四（五百張一端の割）であつた。校正は二校から成つてゐる。二度目の校正も、布施は一校と同率であつた。裝潢の行事には、繼・打・界・端切の四遍造あつて、布施は造竟及び繼界打・繼打・界打・端切着緒軸の五種に頒たれて施行される。造竟は全部造功であるから二張で一文、布だと二張で二寸一分（四百張一端の割）であつた。繼界打は四張で一文、布だと四張で二寸一分（八百張一端の割）、端切着緒軸の給率之に同じである。繼打は八張で一文、布だと二寸一分（千六百張一端の割）、界打の支給率之に同じである。寫經の布施支給には、前期の繰入れ次期への繰越しがあつたことは、布施綿の項に述べたが、裝潢も多量の製作をなす爲か、盛にこの制度を適用され、彼等の造物は常に之が掣肘を受け、一回の所得、行事の四分之一が普通の様になつた。

茲に一言すべきは經一紙の長さである。現存せる和銅神龜天平の寫經をみるに、長さは何れも區區で一定してゐないが、主として一尺五寸以上二尺以下のものである。今それ等を平均の長さにとすると、一紙凡そ一尺六寸強である。然るに一方一紙の長さ三尺乃至四尺以上に及ぶものがあつた。輸入の唐長麻

紙など、稱するものである。かゝるものに對する布施は、其紙の長さ<sub>(寸)</sub>に准じ、二紙三紙として計算した題師の布施は一卷で三文、布だと四寸五分(百卷一端の割)は動かなかつた。この行事は寫經の内容と没交渉である爲、金銀字經題書の外、布施に變化はなかつた。瑩生は金銀字經のみの行事であるから、布施吟味は其項へ譲る。(次項特殊の支給率中、寫金字經の布施條参照)

## 2 特殊の支給率

支給率が布施法で制定されてゐない臨時的のものを、今假りにかく名づける。

(寫金字經の布施) 金字經の用紙は、紺紙紫紙の二種であつて、製作は膠で金粉を溶して書すので、經師以下は少からぬ勞力を費す。故に天平十一年寫經司は令して、「自<sub>(分)</sub>今以後、寫<sub>(分)</sub>紫紙經<sub>(分)</sub>施料一倍給、處<sub>(分)</sub>已訖」と、各部門行事に對し、墨字寫經布施倍額の規定を樹てた。但し校生は、勞力の上に變化が認められないから、墨字寫經の場合と同率であつた。この行事に、新に瑩生なる職務が加へられた。是れは校生の兼務で、その行事瑩紙は、一紙が二文であつた。紫紙は時により打つこともあつた。此外金銀交字經・銀界銀字經等があるが、支給率は恐らく同じであつたらう。天平十三年四月二十日裝潢所解既刊卷七、五十四頁なる、裝潢紫紙經造物法によると、裝潢に課せられた一日の行事は、次の如くであつた。

一日分一人繼紫紙二百張、一日一禮打四卷教八十、一日分一人堺引四卷教八十、一日一人經端切表附竟六卷教百十、

(二割低率の壽量品布施) 法華經壽量品は鹿經に屬す。天平勝寶三年八月十二日、寫書所が上司に請

求したる壽量品四千卷寫功の布施は、普通鹿經の率を以てせらるべきに、常例の布施は題書のみとし、經師以下布施は、寫紙五十張充布一端、校紙一千二百張充一端、造紙五百張充布一端と、勞力加重に依る低額を以てしたのであつた。寫書所がかく消極的の申請に出でたのは、料紙一枚が、普通のものよりも短かかつた爲と解釋される。この場合、寫經が變態的に、一行に於ける文字が、十七字以下であつたと考てみる、然りとせば、裝潢に迄影響を及ぼした理由の説明が困難となる。組一行の文字も少く、料紙も短かかつたと解釋するならば格別であるが、題書の布施不變は、其行事が寫經の内容に交渉をもたぬ爲で、理りと思はれる。

(寫疏一紙六文の布施) この支給率は天平十四年十二月十七日金光明寺寫一切經所解に見えてゐる。寫注が一紙七文とあるに、特に寫疏一紙六文と區別してある。此の區別は判然としないが、六文の分は、一行の文字が普通の疏よりも少かつたか、又は用紙が普通のものよりも短か、つたかの、孰れかに基因するであらう。既刊卷八、一五五頁

(寫注陀羅尼の布施) 陀羅尼は一卷一紙より成り、其料紙は、普通の紙を幾つかに截りたる小なるものに記さる。天平十七年十二月一日、寫經所が注陀羅尼四千卷寫功布施を、上司に申請したる解に、用紙小さく、而も文字の少い陀羅尼に對する支給率が、布施法で制定されてゐない爲、寫陀羅尼二卷(二枚)を、鹿經一枚に准じて、經師・校生・裝潢へ施行した。用紙は種類も面積も記されてないが、一紙に陀羅尼

十卷を寫したのであるから、定めし長麻紙の類であつたらう。既刊卷八、五六三頁是より以前天平五年九月・同九年十月三十日、寫經司は隨求即得陀羅尼・大佛頂尊勝陀羅尼を書寫した事があつたが、其時も料紙竹幕紙一紙を三つに割き、二經を其一紙に書寫してゐる。但し布施の事は記してない。既刊卷三、三二頁。同卷七、三〇頁。

(寫願文の布施) 願文は即ち結願文であつて、願經の奥へ附せらるゝものである。寶龜元年以前に於ける、官經附屬願文は數種現存してゐるが、布施の判明せるものは、天平十二年五月一日の御日付ある光明皇后御願文と、神護景雲二年五月十三日の御日付ある稱徳天皇御願文であつて、何れも一切經に付せられたるものである。然し後者は、願文布施を窺ふべき文書が、寶龜元年以後の出現であるから、(第七卷三年後期の布施参照)それ以前に於ける願文布施の分明なるものとしては、五月一日の御願文だけである。名にしあふ一切經各卷に付せられたものであつたから、寫願文の數は莫大であつた。寫紙單價は二文、校紙造紙の布施は詳でない。

(私願寫經の布施) 私願寫經は、寫經用度布施の官給に依らざるもので、是れに二種ある。即ち個人寫經と集團寫經である。個人寫經にはまた、私宅に寫經所を設け自家で寫經するものと、官寫經所へ寫經を依頼するものがあつた。私寫經所は、經師を招聘して事に當らせる。其用度布施は、自家で支辨したのであらうが、それらは全く不明で、文書の上で、西宅寫經所既刊卷七、七六頁、北大家藤原房前經寫所既刊卷二、一七〇頁、造宮輔

藤原乙宅寫經所既刊卷一、四四〇頁、大納言藤原仲家寫經所既刊卷三、二七三頁、左大臣橘家寫經所既刊卷三、五二七頁、故大鎮父室家寫經所既刊卷六、一〇九頁、等

の存在を知るに止まつてゐる。依頼寫經は、用度布施を官寫經所へ提供して寫經を依頼するのである。集團寫經は、天平感寶元年閏五月、大安寺華嚴院に於ける華嚴經疏書寫の類である。此の寫經は、同寺に於ける奉造盧舍那佛と同時であつた。既刊卷三、二三七頁・既刊卷一〇、六五三頁・六六二頁一面此の事業は、官寫經の如く見受けらるゝが、該寺が布施用度を寫經所へ提出してゐるから、姑く集團寫經と認める。依頼私願寫經の布施率は、官給と同じものもあつたが、概して不規則で、より高率を示してゐる。事業が臨時的の爲か、註文に多少の好みがあつたからでもあらう。今布施額の區區なる私願寫經を、件別編年に列擧してみやう。

一、天平十八年六月、寫疏所が書寫を依頼された三卷抄一部三卷の布施率は、官給と同じであつた。依頼者は何人なるや不明である。（既刊卷九、一九四頁）

一、天平十八年八月、石川奥磨若子私願寫法華經一部八卷の布施支給率は、寫紙九枚半で布一段、造紙八十張で布一段、然し校生と題師は、三人で布二段を支給されてゐるので、人別の所得は不明である。（既刊卷二、五二四頁）

一、天平十九年正月、市原宮私願寫法華經一部八卷・藥師經二卷の布施は、寫紙單價六文強で、普通のものゝ二割二分増しであつたが、校生以下は、官給と同率であつた。（既刊卷九、一九六頁）

一、天平十九年五月、河内先生私願寫法華經一部八卷の布施支給率は、寫紙單價十文、校紙は二紙で一文、造紙單價一文強、題書一卷六文であつた。是れは金字經であつたらう。（既刊卷九、一九二頁）

一、天平十九年十月、寫疏所が某寺上座比丘から書寫を依頼されたる、銘柄不明の疏二卷の布施は、寫紙單價八文であつたが、造紙は八紙一文に過ぎなかつた。後者の低率は、官法に據れば、繼・打又は界・打の部分的行事の支給率に相當し、造意に對するものではない。（既刊卷九、四八五頁）

一、天平感寶元年閏五月、大安寺華嚴院に於ける寫華嚴經疏の布施率は、官給と同じであつた。（既刊卷一〇、六三二頁）

寫經布施と其支給額の變動に就いて（松平）

（九五）

九五

以上は、寶龜元年以前に於ける、布施法准據官法の支給率、及び公私特殊支給率の概說的素描である。

### 第七章 行事布施比率の變調（寶龜元年以後）

（寫經關係の文書は寶龜十年までであるが、布施に關するものは寶龜五年九月迄である）

布施變調を吾人の眼に訴へる最初のもは、寶龜元年九月二十九日奉寫一切經所告朔解である。この年以前に於ける布施所見の文書は、十一年以前に遡る天平寶字八年七月二十九日の、造東大寺司解案であるが、そこには未だ何等の異常は認められてゐない。異變はこの十一年間の出來事と見られるが、其間、布施率を窺知すべき何物も存在してゐないのは遺憾である。

奉寫一切經所告朔解に見ゆる布施は、經師・裝潢のもののみであるが、寫經布施が、一躍一紙二十文に騰貴してゐる。文書には單に寫紙とのみあるが、六千四百六十張の大部であるから、注經でなく龜經とみてよい。併し裝潢は二紙一文で、舊態依然としてゐる。私願寫經に非ざるに、かく經師・裝潢の布施に、等差を生じてゐるのは了解に困む。既刊卷六、八九頁

次に寶龜元年十一月十三日及び十二月二十六日の奉寫一切經所解を見ると、寫龜經の布施は、百張を以て布一端に、裝潢は造紙千張を以て、布一端に充つとある。九月二十九日の分は、寫龜經布施が一紙二十文であるから、從來の四倍騰貴を示してゐる事は明瞭であるが、こゝでは兩者全く一率に、勞力増加

を基準とした十五割の布施低落がある。但し茲にいふ低落は、「布施調布一段准錢二百文」といふ、從來の慣例を基準として出發した假定であつて、實をいへばこの比率は、從來特に不變の價格を維持し來つた布が、遂に諸物價に準じて、騰貴を餘儀なくされた結果である。(この比率に關する吟味は後に述べる)故に一紙二十文の布施も、高値には相違なけれど、騰貴したる布に準じて支給された名目騰貴に過ぎないのであつて、錢貨價值の下落を語る増額のみ。従つて舊態とみえた裝潢二紙一文は、可なり低價にあるものといふべきである。かゝる状態であつたから、寫經所の布施支給も、九月以降は専ら簡便な布を以てし、錢貨は使用してゐない。錢貨の支給となると、非常なる額量を要したからであらう。尤も一當十の新錢が、當時併行されてゐたから、それを以てすれば、少額で濟んだであらうが、それに依らざるのは、新錢が名實伴はざる品質粗惡のもので、一般人士の喜ばざるところのもの故かと觀測される。この布施率は、寶龜二年六月十一日迄、不變である。而して二年に入ると、こゝに新たに廣注なる一種の經本が顯れて行事に加へられた。廣注は子注の密なるもので、多注若くはそれの界間の廣い注を意味する。従つて經師に對する布施は、高率第一位にあつた。これに屬するものに、注楞伽經既刊卷二、五二頁・五三頁、注十地經論同卷、五三頁、七十涅槃經同卷、五三頁、注維摩經同卷、八五頁、彌沙塞羯磨本既刊卷二〇、四九頁・五〇頁、等がある。

#### 1 寶龜二年前期の布施と校生僧

寶龜二年六月十一日現在の、寫經各部門の布施率は、左の如くである。

寫經布施と其支給額の變動に就いて(松平)

(九七)

九七

寫龜經以百張充調布一端 寫注經以七十張充調布一端 寫廣注以六十五張充調布一端 校紙以三千張充調布一端 裝潢以千張充調布一端 題書不明

右の内校紙の布施は、寶龜二年五月二十一日奉寫經所解に見ゆるもので、寶龜に入つて初見のものである。其校正は從來の慣例を破り、東大寺緇徒の執掌するところであつた。文書ではこれを校生僧といつてゐる。僧侶起用の事情は詳でないが、思ふに時恰も、奉寫御執經所の後身とも考へらるゝ奉寫一切經司が、造東大寺司所屬奉寫一切經所と並立して居つたから、奉寫一切經所附屬の官人校生等が、それへ出仕した結果、無人となり生じたる現象とみられる。奉寫一切經司は、系統異なる一時的のものであつた。寫經所に於ける僧侶の校生はこれが嚆矢で、其業務は二年十二月で終り、翌三年には、再び從來の官人校生の舊態に復した。それは奉寫一切經司が、前年で廢止されたからで、其用度殘物等は、奉寫一切經所が引繼いてゐる。茲に特筆すべきは、僧侶の校生を契機として、校正は二校に慊らず、三校迄となつたことである。

## 2 寶龜二年後期の布施

寶龜二年六月十二日奉寫一切經所は、布施布一端に對する行事比率を、俄然低減して上司に請求した。即ち寫龜經八十張充一端、寫廣注五十張充一端、校紙二千五百張充一端、造紙八百張充一端としたのである。行事は依然一切經書寫で、布施は同年四月三十日から六月十一日、即ち前日迄の分であつた。卷一

此<sup>七八</sup> 此の比率は、布施たる調布の價格が、前日通りで動きがないとすれば、勞力輕減を以てしたる値上げか、料紙がより長くなつた爲の手加減かの、何れかに歸するのであるが、事實是又、調布の價格に左右されて生じたる變調であつた。之を證するものは左の手實である。

忍坂和麿解 申<sup>三</sup>所<sup>レ</sup>寫紙勘注<sup>二</sup>事

(卷<sup>五十一</sup>)  
合捌拾張應賜調布一端 准錢四百文

右件用紙、長谷部寬麿授度如<sup>レ</sup>件、仍注<sup>三</sup>事狀、謹解、

寶龜三年十二月十日

忍坂和麿

請長谷部<sup>(自署)</sup>「寬麿」(既刊卷二〇、八六頁)

手實は私文解の廣義の名稱である。經師たる和麿は、自己の寫紙に對する布施調布一端を、錢貨に引當て、之を校生長谷部寬麿に托して、奉寫一切經所に請求したのであつて、文書の日附や、後ると雖も、調布一端の價格、是頃迄も四百文に下落してゐたとみて差支ないであらう。而もこの價格は、尙天平寶字八年以前に於ける倍額に該當す。従つて寫紙も、それに準じて倍數たるを要したのである。調布と錢貨との比率を等閑に附すと、勞力輕減、勞力加重による、布施騰落の感が起るのであるが、此の如く其比率が明瞭となれば、調布一端が錢四百文で、何等騰落の事實は認められない。この率で寶龜元年十一月及び十二月に於ける、寫龜百張充一端以下の比率を忖度すると、其時には布一端の値が、五百文では

寫經布施と其支給額の變動に就いて(松平)

(九)

九九

なかつたかと思はれる。かく考へると、寫紙一枚二十文であつた寶龜元年九月二十九日から、同年十一月迄の間に、可なりの布價變動があつたかの様に想像される。

寶龜二年六月十二日以降に於ける、布一端に對する寫經各部門の布施を列擧すると、次の如くである。「」は比率變調を呈したるもの

自寶龜二年六月十二日 寫龜經八十張充一端 「同九十張充一端」  
至同 五年九月五日

自寶龜二年九月六日(?) 寫注經六十五張充一端 「同六十張充一端」  
至同 五年九月五日

自寶龜二年六月十二日 寫廣注五十五張充一端 「同五十張充一端」  
至同 五年九月五日

寶龜二年四月十八日 寫願文九十張充一端 「同八十九張充一端」

自寶龜二年六月十二日 裝潢紙千張充一端 「同八百張充一端」  
至同 五年九月五日

自寶龜二年六月十二日 校經二千張充一端 「同千六百張充一端」 「同二千五百張充一端」  
至同 五年九月五日

「同二千六百張充一端」

自寶龜二年四月十二日 校願文二千張充一端 「同二千五百三十二張充一端」  
至同 五年五月十五日

自寶龜二年十二月二十九日 題書二百卷充一端  
至同 五年九月五日

寶龜五年九月五日 籤畫二百枚充一端

(既刊卷六、二二三頁、二二七頁、三一七頁、三六八頁、三七〇頁、四八六頁、五五七頁)

(既刊卷一七、一七六頁)

(既刊卷一八、五七一頁、五七七頁、五七八頁、五八二頁)

(既刊卷一九、五三〇頁、五三六頁、五三八頁、五五四頁、五五五頁、五七五頁、五七九頁、五八〇頁、五八二頁、五八六頁、五八七頁、五九〇頁、五九一頁、五九二頁、五九三頁、五九四頁)

(既刊卷二〇、一二九頁)

(既刊卷二二、一九五頁、二〇七頁)

(既刊二三、一頁)

右の内比率變調を呈したるものに就いて吟味を試みると、寫龜經「九十張充一端」は、寶龜二年十二月二十九日奉寫一切經所解既刊卷六、三三三頁に見ゆるものであつて、常例たる八十張充一端と同時に、區別充給されたものである。一端に對する勞力加重は、用紙が普通のものよりも短かかつたか、或は一行の文字が十七字以下であつたか孰れかであらう。當時の龜經の界間は、界法で八分(現今の七分五厘)と規定されて居り、一紙の行數は普通二十四行であるが、紙に長短があり、二十七行迄あつた。寫注經の「六十張充一端」は寶龜二年九月十日奉寫一切經所解既刊卷八、五七七頁所見、寫廣注「五十張充一端」は、寶龜二年六月十二日奉寫一切經所解既刊卷八、五七二頁所見のものであるか、何れも同時施行の他の行事布施率に、異常が認められないから、布施布價格の影響によつたものとは考へられぬ。一端に對する勞力輕減は、前とは反對で、用紙が長かつたか、一紙の文字の密度が高かつたが爲であらう。廣注は割注があつて、龜經より界間廣く、

一紙の長さも、二十二三行であつた様である。寫願文九十張に對し「八十九張充一端」があるのは、次期へ一張の約束あるものであらう。此の願文は、恐らく神護景雲二年五月十三日の御日付ある稱徳天皇御願文で、奉寫一部一切經<sup>⑩</sup>へ附せらるべきものと觀測せらる。裝潢紙に八百張充一端と、千張充一端とがあるのは、八百張が造竟であつて、千張が部分的の作業に對する給率であるが、千張と雖も屢造竟であつて、内二百張が次期へ繰越さるべき約束の比率の場合があつた様に思はれる。尙當時の造竟には、平紙なる新行事が増加されてゐる。第四章寫經の概況校紙布施一端に對する行事比率は、二千張たるべき筈であるが、寶龜三年三月以降、千六百張が定例となつた。正に優先比率である。かく優遇されるに至つたのは、寫經が第一義的に、文字の正確なるものを要求してきたのであらう。これに對し、「二千五百張」「二千六百張」は、六月十二日改定時及びその直後の比率で、當時に於ける他の部門同様、一割強の勞力輕減による數字である。二者百張の差あるは、繰入繰越による動搖とみられるが、孰れが當時の正率であるか詳でない。籤畫は畫師の行事である。從來畫師の報酬は、功錢なる名義を以て施行されてゐたが、茲に始めて布施として取扱はれたのが文書に見えたのである。既刊卷二 三、二頁

#### 第八章 布施支給率の低落

寶龜四年、遂に勞力加重に依る、寫經各部門の布施低落の時が實現した。是を證するものは、左の三

通の經師手實である。

謹解 申ニ沾布ニ事

壹端 直錢貳佰文

右件布、料給日、即在レ中吉手、將進上、仍注レ狀、謹以解、

寶龜四年八月二十二日

請置始清足

〔朱書、下同〕  
「依員行上」

〔既刊卷二二、五九頁〕

常乙足解 申下請進ニ上布ニ直錢上事

合布壹端 直錢二百文

右件布者、料給當時好布、則所ニ進上ニ如レ件、仍注ニ事狀、以解、

寶龜四年九月一日

・「依員行 上」

漢部佐美磨解 申下請進ニ上布ニ直錢上

布壹端 直錢二百文

寶龜四年九月一日

寫經布施と其支給額の變動に就いて（松平）

「依員行 上」  
(馬養)

(既刊卷六、五三九頁)

漢部佐美麿手實は、常乙足手實の餘白に書繼いた、所謂不別紙解なるが故、要項たる本文が省略してある。三名とも經師であつて、文意は、各自が布施として支給された布壹端を、錢二百文に換へられんことを、奉寫一切經所に要求したのである。これに對し、上馬養が允許施行の一行を、各手實の奥に記してゐる。莫遮此の三通は寶龜四年八九月現在、調布一端が二百文に下落しありし事を證するに足るものである。然るに寶龜四年九月十日より、翌五年九月五日迄の六通の奉寫一切經所布施解(既刊卷六、三六八頁、五五七頁、既刊卷三、一九五頁)を見ると、何れも布一端に對する行事比率が、依然前章<sup>2</sup>寶龜二年後期の布施所載の「表」と同率であつて、茲に勞力一倍のまゝなる支給額の低落あることを窺知す。而してその低落の時期は何時かといへば、前章掲載の忍坂和麿手實が示すごとく、寶龜三年十二月十日頃、調布一段は未だ四百文を維持して居たのであるから、低落二分の一に復舊したのは、翌四年であつて、其八月以前といふ結論に達する。低落の原因は詳ではないが、恐らく寶龜四年初頭に行はれた新舊錢價值合致(錢貨流通の圓滑)と、同年三月十四日己丑實施された、米價調節機關常平法實施の影響をも多分に受けたものと想像される。

## 第九章 布施低落に關する考察

布施布が新舊錢合致及び常平法の偉力の前に屈服して、低落舊價に復したるに、何故寫經所は、それ

に對する經師等の行事比率を、舊態二分の一、即ち寫經四十張充一端に低下せしむるの舉に出でなかつたか、この真相を確むべき史料は現存して居ない。併し四圍の情勢によつて、凡そ次なる事情に基因せるには非ざるかと憶測する。即ち寫經事業に對する國家の方針が、豪華製作から、多量製作へと變向した爲、必然的な經費の膨脹難に陥り、止むを得ず探つた、窮餘の工作とみることである。要するに國家的寫經の行詰りとみて差支ないであらう。

顧みれば國家的寫經事業は、天武天皇元年三月、川原寺に於ける勅旨一切經に端を發し、降つて養老六年十一月、神龜三年八月等と、時々勅旨寫經の行はれたことが、國史の上に散見せられる。それが天平に入ると、一段と盛況を呈し、勅旨に依る寫經はもとより、親王・高官・女官・高僧等の宣に依る一切經、若くは雜經の書寫が、間斷なく行はれ、寫經は造寺作佛と相並び、國家第一義的の事業の如く取扱はれ、頗る隆盛を極むるに至つた。兎角する内、かゝる得意時代の習として、或種の經は、製作も從來の形式のもの丈では満足出來なくなり、種種趣向を凝したものが顯れてきた。紫紙又は紺紙の金銀字經・金銀交字經・敷金薄色紙經・朱墨交字經・佛畫挿入經等がそれで、百花爛漫たる寫經黃金時代を現出した。かゝる豪華經の製作は、燉煌古寫經等に見ても、範を對岸に取つたるものと思はれるが、何れも佛陀禮讚尊崇の精神を端的に表現したものであつて所據あるべく、假りにも寫經隆盛の極、遊戯化の惡趣味に墮したるものと解釋すべきものではない。然るに稱徳天皇の御代末以降、寫經方針は茲に一變

し、凝つた優雅なものよりも、たゞ量の多きを主とするかの如き傾向を示してきた。この傾向は、必ずしも信仰の消長を語るものではないであらう。部門的雜經の書寫は漸く稀となり、金字經の如き華麗なものは影を潛めた。これに代つた大量代表的のものは、かの神護景雲二年五月十三日の御日付ある勅旨御願寫一切經に端を發したる、十部一切經といふ、前代未聞の大部のものであつて、完成に約十年を費したかの如く觀測される。寫經關係のものを中心とする正倉院文書が、この寫經を以て、殆ど終結を告げてゐるところ、これを以て、奈良朝に於ける國家的寫經掉尾のものとしても、過言ではなからう。

以上は、豪華期と多作期に於ける、寫經の體裁と數量に就いての愚見であるが、兩期見解を異にする寫經の精神は、文字の上にも自づと顯れてゐる。これは何人も首肯するところであらう。

## 結

以上は、素描に成る寫經布施の沿革分解と、布施支給額變動に就いての考察である。尙寶龜以降、金字經、依頼私願寫經等、其布施が特殊であらうと想像し得るものに對し、毫も論及しなかつたのは、それら布施を窺ふべき文書絶無の爲で、止むを得なかつた。尙奈良末期より平安初期に至る過渡期の産物に、二月堂焚經と稱する紺紙銀界銀字經がある。予は其製作年代に關し確たる鑒識を有するものではないが、假りに奈良末期のものとしても、それは寫經所が取扱つたものではなく、東大寺家内部の私行

事、僧侶の手に成つたものと想像する。即ち多少の散佚はあるにしても、官寫經を網羅せる古文書が、それに関し片鱗をも示してゐないからである。

(注1)

(寶龜六年九月二日陽胡穗足寫律手實奧)

延爲二十四行所定三百十張 可賜布三端三丈七尺

(正倉院文書續々修二十二帙二)

(注2)

天平寶字二年七月十七日長背廣足經師貢進解(既刊卷四、二七五頁)

神護景雲四年六月十四日大僧都法進經師貢上文(既刊卷一七、一七四頁)等

(注3)

(神護景雲四年六月)

二十五日下墨五挺充勘經所、又下一挺充同所、又下一挺半充裝潢二人、又下一挺經師試料、又下一挺半充公文作料、

已上十挺播磨、(上下略)

(既刊卷六、二二頁)

(注4)

天平寶字四年正月十九日池原禾守啓(既刊卷四、四〇七頁)

寶龜六年二月二十八日葛直繼啓(既刊卷六、五八三頁)等

(注5)

(陀羅尼の裏に佛畫)

隨求即得陀羅尼 大佛頂經陀羅尼二卷 覆一巻、白紙及藥、綺帶、沈軸、合四卷寫、一巻黃紙、用三卷竹幕白紙、裏在佛像、

(天平六年九)

四月十九日

(寫經注文(既刊卷七)二〇頁)

(寫經の中に菩薩畫)

寫經布施と其支給額の變動に就いて(松平)

隨求即得陀羅尼經 大佛頂經并複爲一卷、三通寫、  
竹幕紙二十一張二分切用、中菩薩像畫、

右書、自內仰、(中宮大進文部官足)  
大進宣、

(陀羅尼の中に觀音畫)

大佛頂陀羅尼經文隨求即得陀羅尼中造觀音像

右二經、複爲一卷、已上二卷竹幕紙用七枚、

(經の中に佛圖)

可奉請經律(朱書)一合二百二十七卷

佛名經五十卷(朱書)大乘在佛圖(異筆)○南寺即ち大空寺を指す(下略)

(注6)  
布施法

一經師

龜經以布一端充紙四十張々別一尺五分

注經以布一端充紙三十張々別一尺四寸

律論及以經喫法寫書類、皆用經布施法之

一校生以布一端充二校紙五百張々別八分々十分之四  
不論應注

一裝潢以布一端充紙四百張々別一寸分半  
謂纏打端切喫引了矣

一題師以布一端充一百卷々別四寸五分

一正經人充布施法

(天平八年八月寫經注文既刊卷七二五頁)

(天平九年寫經注文既刊卷七二二頁)

(天平二十年八月四日於禪院可奉求經律目錄既刊卷一〇三一頁)

每一行墮折紙四張餘同此法、每五字墮折紙一張餘字同此法、

每二十字誤折紙一張

一校生勘出事  
凡奉寫經者、可正所誤、若不正畢、經十日以上、折寫人料、與將正人、如上法之、自今以後恒爲例之、

不顯一行墮余字同此折一百張 墮一字余字同此折二十張 誤一字折五張  
右、不顯誤字、折校人紙與勘出人、如上法之、又爲例之、

### 裝潢作物法

一日繼紙六百張、界三百張、折二百張、染一千張、端切四百張、竹削表紙着六十六卷、軸緒八十卷、以黃蘗一斤染紙三十五張、

天平勝寶三年二月八日  
(寫經布施校生勘出裝潢作物法例既刊卷三、四八七頁)

(注7)

依民部省天平九年十月五日符、神戸調錢五百六十七文、料割充稻七十束八把五分(上下略)、(既刊卷二、七七頁)

(注8)

寫經司寫大般若經經師等食料申請解(既刊卷七、一七三頁)

天平勝寶三年二月經師以下食法(既刊卷一一、四八六頁)

(注9)

合給布九百二十八端、緇絹并成布、(上下略)  
(天平十年八月六日經師等造物并給物案既刊卷七、一八四頁)

(注10)

註楞伽經卷第七(五月一日經)(久原文庫所藏)

(注11)

辨中邊論疏第三卷(小野玄妙氏所藏)

寫經布施と其支給額の變動に就いて(松平)

(注12)

この一切經の内、判明せるものは、優婆塞戒經卷第二(正倉院聖蹟藏御物)、阿難四事經(東大寺所藏)、增一阿含經卷十六(久原文庫所藏)、十誦律(石山寺所藏)、大方廣佛花嚴經第三十八卷(西福寺所藏)、盧志長者經(班鳩古事便覽所載)等、

(注13)

續日本紀は新古錢價值區別撤廢制の發布を、寶龜三年八月庚申としてゐるが、實施は其翌四年初である。即ち正倉院文書によると、官寫經所は三年十二月迄、依然新錢と稱するものを使用してゐる。(既刊卷一九、一一五頁)